
令和3年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和3年9月22日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年9月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第3号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第12 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第5号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)(討論・

採決)

- 日程第15 議案第7号 周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について (討論・採決)
- 日程第16 議案第8号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第17 議案第9号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第18 議案第10号 周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第19 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第13号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第9号) (質疑・討論・採決)
- 日程第21 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について (質疑・討論・採決)
- 日程第22 発議第2号 コロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書の提出について (質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定

について（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第9 認定第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（討論・採決）
- 日程第11 議案第3号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第12 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第5号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第7号 周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第8号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第9号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第10号 周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第13号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）（質疑・討論・採決）
- 日程第21 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（質疑・討論・採決）
- 日程第22 発議第2号 コロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書の提出について（質疑・討論・採決）

出席議員（12名）

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 山中 正樹君 | 2番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3番 | 白鳥 法子君 | 5番 | 山根 耕治君 |
| 6番 | 岡崎 裕一君 | 8番 | 田中 豊文君 |
| 9番 | 新田 健介君 | 10番 | 吉村 忍君 |

11番 久保 雅己君

12番 小田 貞利君

13番 尾元 武君

14番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

4番 竹田 茂伸君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君

議事課長 池永祐美子君

書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	大下 崇生君	産業建設部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	近藤 晃君	環境生活部長	伊藤 和也君
統括総合支所長	岡本 義雄君		
会計管理者兼会計課長		重富 孝雄君	
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	岡原 伸二君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

竹田議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

9月3日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、9議案について各常任委員会委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（久保 雅己君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分並びに認定第6号につきまして、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでは、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、税務課の関係では、委員より、コロナ禍の問題もあり、納税義務者の収入減や経営持続化等の観点から徴収を控えたという認識でよいかとの質問に対し、徴収業務で最も効果があるのは臨戸訪問であるが、コロナ禍のため、人と人との接触は控えることとし、本来行うべき、督促・催告に重点を置いた。納税義務者の生活が苦しい状況下でもあったことから、納税相談においては現年分を優先納付とし、滞納分については可能な範囲で納付するように指導を行った。なお、一般会計と国民健康保険事業特別会計を合わせた全体の収納率は、対前年比0.21%の増になっているとの答弁でした。

次に、契約監理課の関係では、委員より、令和2年度の随意契約件数は965件、前年度に比べ180件の増となっているが、その内容は把握しているのか。また、競争入札に付すべきものを随意契約とした事案はないかとの質問に対し、決裁・合議で契約監理課に回付されたものは把握しているが、回付されないものは把握していない。執行の区分に関しては、工事及び業務等の

内容、目的、目標とする完成期日等を総合的に判断し、競争入札と随意契約の仕分けを各課で決定している。随意契約とは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、厳正に執行されなければならないとの答弁でした。

次に、総合支所の関係について主なものを申し上げます。

委員より、高齢化が進む中、地域住民による道路側溝等の日常的な維持管理は困難な状況にある。今後は、どのように対応していく考えかとの質問に対し、日頃より、自治会や地域の皆様方の御協力をいただきながら維持しているが、町道や農道の道路延長は非常に長く、すべてを町で対応することは、財政的にも困難な現実がある。管理に関し、具体的な要望箇所があるときは、まずは総合支所に御相談をいただきたいとの答弁でした。

また、橘管内の町営駐車場の利用率が芳しくない現状をどう捉えているか。利用率を上げる努力が必要ではないかとの質問に対し、土居駐車場については、整備した当時から同程度の利用率で推移しているが、整備後、約30年が経過した西浦第1駐車場は、周辺地域の人口減少に比例した利用状況になっている。利用者の募集は、毎年1回、町の広報誌によって行っているが、今後は他の募集方法も検討し、利用拡大のPRに努めたいとの答弁でした。

続きまして、教育委員会の関係について、主なものを申し上げます。

総務課の関係では、委員より、各小中学校においてホームページを開設しているが、現在は、学校単位でプロバイダー契約をし、その費用は各校で負担している。例えば、教育委員会でサーバーを借りるなど、統合的な運用に切り替え、学校側の負担軽減を図るべきではないかとの質問に対し、各校からの要望もふまえ、ホームページの最適な運用手段を精査し、学校教育課とも連携しながら検討してまいりたいとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係では、英語検定は中学生に対する助成となっているが、小学校5、6年生も視野に入れ、英語検定4級合格を目標にできるよう、その取組に関する考え方を伺いたいとの質問に対し、小学校にも英語教育があり、目標を持たせるという意味でも、検定は重要なことであると認識している。現在、学校現場では働き方改革が進められていることもあるので、学校長等との調整を図りながら考えてまいりたいとの答弁でした。

なお、委員からは、有償ボランティアの募集や地域の人材にお願いするなど、先生方の負担軽減を図るとともに、子供たちの学力向上となる取組の実施をお願いしたいとの要望がありました。

続きまして、あるは教室（適応指導教室）の利用に関し、今後、これを利用する児童生徒が増えるようであれば、類似施設を設置する必要があると思うが、どのような考えかとの質問に対し、適応指導教室は、学校へ登校することができない児童生徒の学びを保障するために設置された施設である。ニーズが多くなるようであれば、新たな設置も必要であると思うが、現在のところは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる個別の支援等を重視したいとの答弁

でした。

以上が、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての、主な内容であります。

次に、認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について主なものを申し上げます。

委員より、定期的に船体を維持管理・整備する際、代替船の手配は郡外業者を利用しているようだが、町内業者を利用する考えはないのか。また、船体を上架する際に使用する船台は町内で対応できているのか。可能なことは、地元の事業者を利用すべきと考えるとの質問に対し、情島航路は予備船を所有しているが、浮島航路と前島航路については、岩国市の柱島から手配している。船の規模や定員等にもよるが、同等の船舶があれば町内業者の利用も検討したい。なお、ひらい丸は船体が大きいため、田布施町の船台で対応しているとの答弁でありました。

以上が、認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についての、主な発言の内容であります。

これをもちまして、本委員会に付託された案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

吉村民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（吉村 忍君） それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、9月7日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで並びに認定第9号につきまして、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでははじめに、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、福祉課の関係では、委員より、民生委員児童委員の報酬の支払い方法はどの質問に対し、基本的に民生委員児童委員に報酬はなく、活動費となっている。その活動費については、各委員に全額を支払う形を取るが、毎年、年度当初に地区等の活動費を差し引く承諾書をいただき、適切に管理しているとの答弁でした。

次に、健康増進課の関係では、委員より、がん検診、節目検診の受診率が低いようだが、受診率向上の方策を考えているのかとの質問に対し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への感染の懸念による受診控え、感染拡大防止のため、検診時期を変更したこと等から例年より受診率が低くなったと思われる。今後は、がん検診、特定健康診査等、複数の検診を一度に受けられるよう、受診しやすい体制を整えていく。また、引き続き、受診の必要性を周知しながら、受診勧奨を行うとの答弁でした。

次に認定第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はございませんでした。

続きまして、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてになります。説明に先立ち、石原病院事業管理者から、周防大島町病院事業局の現況等について発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

町立病院の医療等の提供体制について、東和病院の常勤医師は、平郡診療所と併任の医師を含め、内科4名、外科2名、整形外科1名の7名体制、特殊診療科として、隔週金曜日に呼吸器内科の診療を開始しました。

橘医院の常勤医師は、内科1名、歯科1名の2名体制、特殊診療科として火曜日・金曜日の週2回、整形外科の診療を再開しました。

大島病院の常勤医師は、内科5名、外科2名、眼科1名の8名体制、特殊診療科として月1回の呼吸器内科の診療を開始しました。

やすらぎ苑は令和3年4月1日より介護医療院となっています。

再編計画の実行については、令和元年12月に策定した周防大島町病院事業局再編計画に基づき、令和2年度に（1）橘病院の有床診療所への転換、（2）東和病院の病床数削減、（3）がん検診事業の廃止、（4）病院事業局総務部業務課の廃止を実行いたしました。

橘医院については、夜勤可能な看護師を充足することができず、令和3年2月より入院受入れを休止せざるを得なくなりました。地域住民の皆様には、大変御不便をおかけすることになり申し訳なく思っております。新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、再開について検討しております。

また、橘病院の有床診療所への転換に伴う病床の削減、東和病院の病床削減を行ったことにより、令和2年度において病床削減に対する地域医療構想を促進するための病床削減支援給付金が支給されました。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応ですが、山口県からの要請により、3医療機関に帰国者・接触者外来を設置し、東和病院は感染症患者受入れのための入院協力医療機関となりました。また、周防大島町からの要請により、橘医院に周防大島町地域外来検査センターを設置し運営を担っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療施設や介護施設を継続して運営していくことは医療従事者、介護従事者にとって大変な苦労があります。しかし、各施設の職員の努力により、クラスター発生など感染者を出さず、医療等を提供することができています。

最後に、令和2年度の決算について、新型コロナウイルス感染症による受診控えで、全国的に患者数が減少し、医療機関の収入は減少しています。周防大島町では、全国平均以上に新型コロナウイルス感染症の影響が強く、3医療機関の入院患者、外来患者及び2介護老人保健施設の入所者・通所者の減少により医業収入が激減しました。令和2年12月に開催していただいた全員協議会で報告した数値見込みより患者数・利用者数が減少し、診療収入が悪化しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症関連補助金等の収入があった影響も大きく、また、予定より1年前倒しで地域包括ケア病床の病床数を増床し、入院基本料の類上げを行うなど東和病院の病床転換により収入確保に取り組み、費用においてもジェネリック医薬品の推進による材料費の削減等を行い、平成18年度から続いていた赤字が15年ぶりに黒字となりました。

石原病院事業管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、令和2年度決算について、単発的な補助金等の部分を差し引いてどの程度の経営改善計画の成果があったかとの質問に対し、橘病院を有床診療所へ転換した影響も考えられるが、将来的に見込めない補助金を差し引くと約5,000万円の成果があったと考えられるとの答弁でした。

次に、東和病院、橘医院の外来患者数が減少傾向にある。外的要因もあると思うが、受診患者を増やすため、どのような努力をしているのかとの質問に対し、患者の減少には、救急対応等で住民の皆様から信頼を得られていない状況が影響していると思われる。町立病院の医師の高齢化に伴い、外部の医師に当直をお願いしている状況である。外部当直医師には、地域性を理解していただきながら、住民の皆様には信頼していただけるよう努力するとの答弁でした。

続いて、正規職員数は減少しているが、会計年度任用職員の採用により全体の職員数が増えているように見えるがとの質問に対し、令和2年度からはじまった会計年度任用職員制度により採

用としているが、以前から嘱託職員として雇用しており、増加したのは定年退職後の再任用職員が多いとの答弁でした。

大島看護専門学校の学生に対する奨学金制度の見直しについて、その後はどの質問に対し、当時の奨学金貸与者が1学年で20名を超える状況であったため、制度の見直しを検討していたが、現在、奨学金貸与者が少なくなっており、奨学金希望者には、看護師免許取得後必ず採用できる状況ではない旨を理解していただき貸与しているとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

新田建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（新田 健介君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち、本委員会所管部分及び認定第5号、認定第7号並びに認定第8号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

では、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、商工観光課関係では、委員より、片添ヶ浜キャンプ場や青少年旅行村の利用状況は概ね例年どおりであるのに対し、陸奥野営場が大幅減となっているのはなぜかとの質問に対し、イノシシが陸奥公園に出没するため、公園に隣接する山に箱わなを設置するなどの対策を講じているが、設置後も頻繁に出没するため宿泊のキャンプは危険であると判断し、11月以降はデイキャンプのみの受付とした結果、利用者が減ったのではないかと思われるとの答弁がありました。

次に、農林課関係では、委員より、広域農道管理事業費が前年度より大幅に減額となっている理由を説明していただきたい。また、令和元年度に大島・橘地区のトンネル定期点検業務を行っ

ているが、他の地区については実施されないのかとの質問に対して、大幅に減額している理由は、令和元年度に農林課所管のトンネルの定期点検業務を実施し、令和2年度は、維持管理業務のみであったため減額となっている。この4か所のトンネル以外は町道となっており、建設課で実施されているとの答弁がありました。

続きまして、委員より、ガルテンヴィラ大島の管理運営の収支を確認すると、支出が収入を上回っている状態である。今後の施設の維持を考えたとき、現在の料金設定は適切であるのかとの質問に対して、ガルテンヴィラ大島の収支は、施設の利用率によって左右され、平成30年度までは収入が上回っていた。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者が一時的に減少していると考えているが、今後利用促進のため、PRや利用形態について検討していきたいとの答弁がございました。

続きまして、水産課関係では、委員より、産卵用タコツボの沈設を実施しているが、タコの出荷量は減っているように見受けられる。この原因を把握しているのかとの質問に対し、水産物出荷量の減少の一番の原因は、海水温の上昇等、環境の変化と考えられ、加えて、高齢化による漁業従事者の減少もある。種苗放流事業は、費用対効果を見極めるのが難しい事業である。出荷量が増えたとしても、それが種苗放流の継続による成果とは断言できない部分もあるので、今後も原因究明や傾向分析を継続していく必要があると考えているとの答弁がございました。

続きまして、建設課関係では、委員より、河川管理施設の水門・陸閘の操作を個人へ委託している箇所が多数ある中で、複数人による操作が必要な箇所や、一人で近づくことは危険が伴う場合があると思われる。今後、施設の操作は、地域の実情に合わせた委託方法を再検討するなどの対応が必要と考えるが、担当課としてどのように考えているのかとの質問に対し、複数人による操作が必要な箇所については、消防団・自治会などの団体に委託をしている。また、状況によっては総合支所や建設課で対応をしている。今後、長期にわたると思われるが、水門の電動化等を推進し、受託者による施設操作の負担軽減に努めてまいりたいとの答弁がございました。

続きまして、生活衛生課関係では、委員より、斎場の使用は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が少なくなっているのかとの質問に対し、コロナ禍の中、家族葬が多くなり、新型コロナウイルス感染症が収束するまで利用者は増えてこないと思われるとの答弁がありました。

続いて委員より、特定公共賃貸住宅の空きは13戸とあるが、募集しているのか。また、若者定住促進住宅に入れなかった人や家族向けへの積極的なPRと定住促進の部署からの情報発信は行われているのかとの質問に対し、空戸数13戸のうち、11戸は募集中であるが、残りの2戸は、室内の修繕が必要なため、今年の3月末時点では募集していない。また、今年度は若者定住促進住宅（第2期）4戸を募集する予定であり、応募者が多いと見込まれることから、抽選会になる可能性は高い。この抽選会に落選した方に対し、特定公共賃貸住宅の間取図などを配布のう

え、情報提供を図りたいと考えている。

なお、町ホームページの空家バンクのページを開くと、町外の方でも入居できる町営住宅のページとリンクしているのので、これらの情報は閲覧できるようになっているとの答弁がありました。

続きまして、認定第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はございませんでした。

次に、認定第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、委員より、施設改良費について、橘地区監視通報装置6か所をクラウド型に更新したことで実際の維持管理業務がどのように変わったのかとの質問に対し、従来の中央監視装置では庁舎や監視室に設置されたパソコンで施設の状況を確認する必要があったが、クラウド型監視装置ではスマートフォンやタブレットに直接情報が届くようになり、自宅等の遠隔地からリアルタイムで監視が可能になった。これにより施設の異常等に対し、迅速な対応が出来ることから、施設の維持管理において大幅な効率化が図られた。

令和2年度では橘地区の監視装置を更新したが、今年度は大島地区の監視装置を更新中である。既存設備の更新時期でもあるので順次更新を予定しているとの答弁がありました。

次に、認定第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、委員より、営業費用総係費の経理に関する指導・助言業務の内容とは具体的にはどのようなものかとの質問に対し、企業会計に移行したため、経理に関する会計処理方法や予算・決算書の表記の仕方などを水道事業と同じ会計事務所に委託し、指導・助言を求めているとの答弁がありました。

続きまして、委員より、施設の稼働状況で、令和3年3月から久賀・大島処理区が新たに供用開始されているが、住民からの接続申請状況は計画と比較して順調に推移しているのかとの質問に対し、今年度供用開始した区域は約40ヘクタール、そして、約200世帯であり、現在の申請数は40件弱なので2割程度の申請状況である。当初の計画としては1年目で2割程度、3年目で5割程度と考えていたので、概ね計画どおりと考えているとの答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論・採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 認定第1号について反対の立場で討論をいたします。

指摘する点は5点ありますが、そのうち1点は、議案の誤りについてということで、冒頭、議長のほうから厳しい指摘がありましたので、これについては私のほうからは申し上げることはございません。

まず、会計上の理由と申しますか、2点ほど申し上げますと、まず、昨年度の決算でも指摘というか申し上げたことですが、決算において評価の視点が重要であると、評価の視点がなければ、決算の意味がないと言うのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうものだろうということで、これについては当時の町長も確かに評価の必要性はあると認識しているというような御答弁がありました。

令和2年度の決算について期待をしていたところですが、その評価の視点というのは特に今回も盛り込まれていないと見受けられましたので、その点で非常に不十分というか決算としての体を成していないと言わざるを得ないと考えております。

もう1点は、横領事件についての決算、これは令和元年度の決算で、これも昨年度の本会議で決算議案のときに指摘をして、今年の決算でどういうふうな治癒というんですか、改善がされるかというふうに期待していたんですが、これも全く触れていない、昨年度の決算で、当時の町長からは決算の手法についてまだ検討の余地があるというような答弁でした。

これは、要するに令和元年度の決算でありますけど、それを決算の方法について治癒するのであれば、もう今年度、令和2年度の決算でやるしか方法がないと考えておりますが、一方で、今回の本会議で行政報告がありましたように、損害賠償請求訴訟を起こされて、損害額が確定していると、674万円ということなんですが、これが、損害賠償債権として協議会の債権から個人への損害賠償債権に替わっていると。

昨年度の決算のときの話では、町から協議会への損害賠償債権だというような説明でしたが、今回はそれが個人への元職員への損害賠償債権に替わっているということで、この問題については、昨年から申し上げておりますように、要するに協議会への補助金でありますので、それを返還させる以外に会計経理上整理する方法はないと思いますが、昨年度の決算では、令和元年度の決算では、不正支出249万円としてそのまま決算されていると、それについての問題提起をして、前町長もその決算のあり方については検討が必要ということでありましたが、今回の決算上、そのことが明らかにされていないということで非常にこれも不十分な決算だろうというふう

け止めております。

それから、具体的な個別の事案として2点ほど申し上げますが、まずは、陸上競技場の剪定業務、これはもう、一般質問でも質疑でも申し上げましたとおりですが、地方自治法施行令に抵触しているおそれがあるというような契約で決算をされても、それは一般質問をとおしても、質疑をとおしてもその問題については解消されておりませんので、それが含まれた決算を認定することはできないと考えております。

それから、もう1点、定住対策についてですが、定住政策、これは本町の最重要政策、課題ということで取り組んでおられるということなのですが、若者定住促進住宅について約2億円の投資をして、現在、入居中が14人と、要するに約2億円で14人の成果ということになります。

一方で、同じく定住政策のソフト事業、従前、定住促進協議会で実施していたソフト事業です。そちらは、約400万円の投資で19人の成果を得ていると。これが、やっぱりお金の使い方としてどうなのか、定住、移住の相談件数は伸びていると、実際、令和2年度の実績は、その前の年に比べて1.2倍以上増えていると、相談件数が増えていると。

要するにニーズが増えている、伸びているということに対して、その19人の成果を400万円で出せるのに、2億円かけて14人の成果しか出せないというのは、これはどう見ても政策の費用対効果という視点で問題があるというんですか、効率的ではないと言わざるを得ないんで、例えば商売をしても、お店の前にお客さんはいっぱい並んでいる、たくさん行き交っているのに、店の商品を売らずに100円の商品をばんばん売ればいいのに、それをせずにみんなが一生懸命店の掃除をしているというようなもので、もちろん店の掃除も必要なことではありますが、今、やるべきはやはり商品を売ること。ニーズがあるんですから、それに応じたやっぱり売り方ということをやっていく必要がある。

それは、やはりソフト事業に同じ、例えば2億400万円のお金をかけるにしても、もっとソフト事業に重点を置かなければならないということは、成果を見れば明らか、それを成果、決算の評価として盛り込んで、来年度の予算に反映させるべきだろうと、そういう評価が、これは最初の話に戻りますが、そういう評価が全くないというのは決算として不十分であるということを指摘して反対の理由として討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をいたします。

賛成理由はたくさんありますが、すべてを述べますと1時間以上かかってしまいますので、1点だけ申し上げさせていただきます。

令和2年度は、我々町議会においては大きな変革の年でありました。タブレット型端末を導入し、ペーパーレス化の実現や文書保存の効率化並びに議会運営の効率化が図られました。また、議員への連絡業務をタブレット型端末で行うことにより、事務局の負担が軽減され、働き方の改革が大きく前進することに寄与をいたしました。

そして、文書共有システムのアプリケーションは、各自のパソコンやスマートフォンからもログインでき、いつでもどこでも議会資料の閲覧が可能であるため、町民の皆さんからの問合せ等に即座に対応できるなど、大きな大きな効果を得ております。

以上、簡単ではありますが、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

認定第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

認定第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 議案第2号

日程第11. 議案第3号

日程第12. 議案第4号

日程第13. 議案第5号

日程第14. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）から日程第14、議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、9月3日の本会議ですべて終了しておりますので、これから討論・採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第2号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

この補正予算については、当初、反対するつもりはなかったんですが、まず有害鳥獣対策について議案質疑、それから一般質問等で同僚議員の質疑等を聞いておまして、やっぱりお金の使い方というんですか、予算の使い方、防犯カメラとか、そういうことの使途について、まだまだ検討の余地があるんだろうなということを思いまして、私もまだまだ考え方が、認識が甘かったなと反省して、ここに反対をするものであります。

それから超過勤務手当、これも反対する理由はないんですが、ただ質疑等でも申し上げましたとおり、超過勤務手当予算化の前に体制整備ということを行うべきものであって、体制が不十分な中で超過勤務が増えたから予算を上げますよというのは、ちょっと理屈がとおらないと。まずやるべきは、しっかり超過勤務が出ないような体制づくりに努力をすべきだということを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論いたします。

賛成の主な理由につきましては、2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所経費4支所合計で1,650万円の工事請負費、毎年9月に補正計上されているということでございますが、昨年は4支所合計で1,050万円でありました。昨年と比較し、600万円多いわけではあります。これは各支所が今年度、この半年間、地域住民の声をしっかりと聴き、迅速に対応したということでもあります。

次に、5款農林水産業費2項林業費の有害鳥獣捕獲事業133万8,000円の工事請負費であります。これはサルへの侵入経路を確定するための監視カメラと、看板の設置の費用であります。初日の議案質疑や建設環境常任委員会、また同僚議員の一般質問において何度も議論となり

ました。先ほどの田中議員の反対討論にもありましたけども、産業建設部長の御答弁も一貫してぶれることなく、農林課全員で対応するというものでありました。これに大きく期待をいたします。

最後に、6款商工費1項商工費新生活様式導入補助金1,000万円。買い物や飲食等の日常生活を送る仕組みを維持し、地域の経済と雇用を支える商業の維持を図る。また、新型コロナウイルス感染症予防対策による集客力の回復を図ることを目的とした、50万円を上限とした補助金であります。令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）に次いで、2回目の補正計上であります。こうして、商工業者にまんべんなく補助が行き渡るように補正計上されることは、誠にすばらしいことで、大きく評価すべきことでもあります。

以上の理由から、本議案に賛成の意思の表明をいたします。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第3号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第5号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第7号

日程第16. 議案第8号

日程第17. 議案第9号

日程第18. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第7号周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管

理に関する条例等の一部改正についてから日程第18、議案第10号周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、9月3日の本会議ですべて終了しておりますので、これから討論・採決に入ります。議案第7号、討論はございませんか。

吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 反対のない中、賛成討論に立つ。これは、私が言わなければならないことがあるときであります。少し長くなりますが、御清聴よろしく申し上げます。

議案第7号周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、討論をいたします。本議案は、周防大島町立橋ふれあいセンター、周防大島町農産物加工センターの加工室、周防大島町産地形成促進施設の体験実習室において、缶詰をつくる場合の1個当たりの使用料を、20円から25円に値上げをするものであります。まず、これらの施設は、地域における住民の自主性、協同性を活かした実践活動により、地域の特産品開発に資するために設置されたものであります。

農産物加工センターを例に申し上げますと、同施設ではみかん農家を営む家庭の女性20名以上のグループにより、年間5万個以上のみかんの缶詰が生産されております。このグループのつくるみかんの缶詰は、本町を代表する特産品の1つとなっており、全国各地に顧客を持ち、生産に入る前に予約で完売となる大人気の商品であります。しかしながら、大きな利益を得ているわけではなく、商品の発送等、宅急便などを利用せず、会員の方の自家用車で自己負担の燃料代で配達するなど、何とかして利益を得るために大変な苦勞をされているのが現状であります。

また、本年よりこれまで使用していた缶切りで開けるタイプの缶が廃止となり、プルトップ缶を使用せざるを得なくなり、価格は1缶当たり11円も高くなっております。そのため、既に今年これから生産分の予約をされている顧客に対し、販売価格の値上げの通知を先日行ったばかりとのことでもあります。つまり、今年度の生産分の販売価格は変更できない状況であり、今回の使用料5円の値上げは生産者の負担となってしまいます。この5円の値上げについては、利用者であるこのグループへの説明が十分でなく、説明ではなく一方的な通知であったと聞いております。

そのため、生産に対する意欲が低下し、来年度からは生産休止も考えているようであります。私の質疑ではありませんが、初日の議案質疑では、この施設は特産品の開発のためでなく、地域活動の拠点であるとの御答弁がありました。まさに地域活動の拠点、そしてふれあいの場として利用され、農家の女性の手によってみかんの缶詰が本町の特産品として確立されました。また、令和2年度は312万円の赤字という御答弁もありました。これは1施設ではなく、4施設合計の赤字額であり、これには約140万円の建物や設備の修繕費が含まれておりますので、実質4施設で172万円、これを単純に割ると、1施設当たり43万円の赤字という計算になります。

冒頭に申し上げましたが、この施設は地域の特産品の開発に資するために設置されたものであります。これに地域活動の拠点としての施設ということで考えますと、十分な費用対効果は得られているものと考えます。公共施設は、受益者負担が原則ではありますが、理解を得られていない今年度の販売価格が決定している中での、年度途中での値上げは受け入れがたいものがあります。町は、このような特産品生産に、より注力すべきであり、このようなグループの活動を支援する施策を講じるべきであると私は考えます。

しかしながら、こういった背景を振り切っても値上げをしなければならぬ町の財政事情を考えますと、苦渋の決断、今、胃が痛いんですが、断腸の思いであります。本議案に賛成の立場を表明いたします。

今後の新たな展開や同条例第10条に町長が特に必要と認めるとき、使用料の減免ができます。これが適用されること、もしくはこういった地域活動グループへの支援策が今後講じられることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ただいまの賛成討論を聞いて、やっぱりこれは反対しないといけないうらやましいという思いになりました。自らの判断を恥じなさいいけないなど。質疑でも申し上げましたけど、きちんと利用者の方に説明をして、料金改定をするという御答弁がありましたけど、その辺がちょっとどうなのかなというような気もいたしましたし、確かに今の賛成討論の内容を聞く限り、今、この時点で回答しなくても、もう1回検討してみる余地は十分あると考えますので、そういった意味で反対を、留保という意味で反対をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第7号周防大島町立橘ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第8号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この施設、質疑でも申し上げましたが、一応その廃止についてのプロセスの明確化が必要だろうということで、重要な公の施設の条例を定めるべきだということで、執行部の御答弁では御検討いただくということでありましたので、それを前提に賛成をさせていただきますが、少し補足しておきますと、この重要な公の施設の条例を定めて、その廃止とか独占的な利用とか、そういったことをする場合に議会の議決を得る必要があるということで、プロセスの明確化をするものでありますが、この周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設が、この条例の特別決議に該当するかどうかというのは、また別の議論になりますが、一応、今何もない状態ですので、そういった条例整備を早急にさせていただいて、今後のこういう施設の廃止とかというのがまた出てくると思いますので、今後の対応策も含めた意味で、この条例改正については賛成をしたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第8号周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第9号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第10号周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第19. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本町教育委員会委員のうち、中村篤生氏が11月26日をもって任期満了となります。中村氏は、平成25年11月27日に教育委員会委員として御就任いただき、令和2年11月27日から1年間、教育長職務代理者として、学校教育や社会教育の進展、学校の統合や教育環境の整備など、本町教育行政向上発展のために、多大な御尽力をいただきました。ここに、御在任中の御労苦に心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、あわせて今後益々の御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げます。

さて、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、温厚な人柄、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識や経験を有しておられる大沼伸彦氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会にお諮りする次第で

あります。大沼氏は、司書等の資格を保有されるとともに、油田小学校PTA会長や学校運営協議会委員、東和中学校の学校運営協議会副会長として、学校経営に対してのお力添えを、また現在は森野小学校の学校運営協議会委員として御支援をいただいておりますとともに、小中学校での英語学習に参画いただくなど、高い見識をお持ちであります。

教育委員会におきましては、児童・生徒の学力や体位・体力の向上、学校や文教施設の適正化、社会教育の推進など数多くの課題解決のため、大沼氏の教育委員としての手腕に大きく期待をしているところでございます。なお、大沼氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、大沼伸彦氏の教育委員任命について、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。

同意第1号大沼伸彦氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、大沼伸彦氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに、決定しました。

日程第20、議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第13号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を行います。

大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第13号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の説明をいたします。今回の補正は、8月中旬と9月上旬の豪雨により、多大な被害を受けております町道、農道及びかわら処分場の災害復旧に要する経費の補正を行なおうとするものでございます。

それでは、追加補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3,619万1,000円を追加し、予算の総額を139億1,893万7,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお願いいたします。歳入につきまして、14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、町道の災害復旧にかかる公共土木施設災害復旧費負担金1,534万1,000円の計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金1,325万円を取り崩して財源調整をしようとするものでございます。また、21款町債1項町債4目災害復旧事業債は、町道の災害復旧事業に対する財源760万円の計上でございます。

次に歳出でございます。12ページをお願いいたします。4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費は、東和田地区のかわら処分場内に大量の雨水が流入し、土地の浸食や排水不良などの被害を受けており、復旧に要する工事請負費として129万1,000円の計上でございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費は、農業用施設単独災害復旧事業として、農道和田大見1号線（東和田地区）ほか4路線の工事請負費390万円の計上でございます。2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、道路橋りょう補助災害復旧事業として、町道吉兼線の法面崩落の復旧に必要な測量・設計費と工事請負費を、また、片添和佐線ほか3路線の工事請負費を計上し、合計で3,100万円でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思っております。5ページは、地方債の補正についてでございます。地方債の補正につきましては、町道の災害復旧にかかる公共土木施設災害復旧事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が議案第13号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号、質疑はございませんか。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点だけお尋ねをいたしますが、じん芥処理経費の工事請負費について、どういうふうな工事をするのか、具体的に御説明ください。

それと、農業用施設単独災害復旧事業、これは単独災害で補助にならない、今、4か所って言われましたんで、1か所大体100万円ぐらいの工事だと思いますが、これが補助で取れない、その線引き何かあるんでしょうから、それについて御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 和田地区のかわら処分場ですが、位置的には逗子ヶ浜の海水浴場がございますけど、その上流部にあります。細い農道を通って、内陸に行ったところに処分場があるわけですが、8月の豪雨によりまして、施設内を通る排水施設、U字溝の側溝などですけれども、山からの土砂流入によりまして、機能不全が起こっておりますので、この施設を維持するために雨水によって流された土地の復旧及びその排水のU字溝ですけれども、その改修工事を行うものでございます。現状復旧を目的としております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問の農道の災害について、なぜ補助債ではないのかという御質問だと思いますが、採択要件として、補助災害は40万円以上であるということが定められております。今回、計上しました路線につきましては、その40万円を下るものが3か所、ほか40万円を超えるものではあるんですが、農道の災害については暫定法によって補助採択とされることになっておりますが、農道、その被災箇所よりも上に耕作者がいなければ、補助災害として採択されないことになっております。

今回、災害として計上しまして、修繕をするのは、そこよりも上に耕作者が今いない状態なんですけど、そこを利用される農業者の方もおると。その道を抜けて農業に従事されている方もいらっしゃると思いますので、非常に御不便をかけるということで、農道の災害として単独災害として計上させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の農業用施設単独災害復旧事業なんですけど、利用される方がいらっしゃるということは、それでは補助の採択要件に該当しないということなんですか。それと、工法は原形復旧になるんかもしれませんが、そういった利用度の少ない道路であれば、その簡易なとか、そういった工法も検討されるべきではないかと思いますが、その辺は検討されているんでしょうか。その採択基準をもう1回、そういった上に畑はないけど、なければもう絶対だめ、理由があってもだめなのかどうか、それをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの、農道災害の補助採択の要件につきましては、厳密に申し上げますと、そこよりも上に2戸以上の耕作者がいなければならないということになっております。仮に、耕作者がいなくても、通行することはするんですが、それは農林の補助災害では採択要件とはなっておりません。それから、復旧工法につきましては、基本的に原形復旧を考えております。必要にして十分であるべきとは思っておりますので、これから職員等で測量に入りますので、具体的な復旧工法はこれから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第13号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、発議第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。

小田貞利議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 栄本議員、白鳥議員、新田議員、吉村議員、久保議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案の趣旨を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続く中、地方財政は来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠となります。

ついでに、国会ならびに関係行政庁等に対しまして、令和4年度の地方財政対策の充実および地方税制改正を強く求めるため、意見書を提出しようとするものでございます。議員各位におかれましては趣旨に御賛同いただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発議第1号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

小田議員、御苦勞さまでした。

これより、討論を行います。

発議第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、挙手による採決を行います。

発議第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり採択されました。

本件については、議会の意思として関係機関に上申をいたします。

日程第22、発議第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、発議第2号コロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。

田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 栄本議員、白鳥議員、新田議員、吉村議員、久保議員、小田議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第2号コロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書の提出について、提案の趣旨を申し上げます。

本町においては、ワクチン接種や各種の支援策など、適切にコロナ対策が講じられ、また、医療関係者や関係各位の御尽力により、本町におけるワクチン接種率も81%を超えた今、これ以上の感染拡大を防止することを前提として、国による行動制限緩和の動きがある状況下、時期を逸しないよう、地域活動の再開も視野に入れた行動自粛制限の緩和について、早急に検討・準備を進めていく必要があります。

先般開催した地域活性化・害獣・防災対策特別委員会において、新型コロナウイルスの脅威が2年近くにわたり、本町の地域活動および経済活動に与えた未曾有の打撃を打開すべく、これからは柔軟な対応が必要ではないかと多くの意見がありました。

つきましては、今後、周防大島町民が町内での地域活動等の再開ができるよう、要請をしようとするものでございます。

議員各位におかれましては趣旨に御賛同いただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発議第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

田中議員、御苦労さまでした。

これより、討論を行います。

発議第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、挙手による採決を行います。

発議第2号コロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり採択されました。

本件については、議会の意思として町長へ要請書を提出いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部議了いたしました。

これにて、令和3年第3回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同礼。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 白鳥 法子

署名議員 山根 耕治